

防装庁（事）第200号
令和3年7月1日
一部改正 防装庁（事）第166号
令和4年4月20日

防衛医科大学校長
各幕僚長 殿
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

日印物品役務相互提供の実施に関する訓令の運用について
(通達)

日印物品役務相互提供の実施に関する訓令（令和3年防衛省訓令第41号。以下「訓令」という。）の運用については、別に定めるもののほか、下記によることとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

記

第1 基本事項

- 1 協定（訓令第2条第1号に掲げる協定をいう。以下同じ。）第1条1aに規定する訓練の実施に当たり、その実施に係る一般命令等において事前準備の業務や事後処理の業務が明確に示されているときは、これらを当該訓練の一部とみなして物品又は役務の提供に必要な手続を行うことができる。
- 2 訓令第2条第2号の「協定付表に掲げるもの」には、次の各号に掲げるものは含まれない。
 - (1) 自衛隊の使用する自動車（公道で使用する場合に限る。）
 - (2) 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第16条から第19条までの規定により定められた服制
- 3 訓令第2条第3号の「協定付表に掲げるもの」には、電波の周波数は含まれない。
- 4 訓令第2条第24号の「同種であり、かつ、同等の価値を有する役

務」とは、社会通念上類型が同一のものであり、役務から受ける効用が提供した役務と同程度である役務をいい、その細部の基準は、防衛装備庁長官が別に定める。

第2 訓令第2章関係

1 物品の決済等

(1) 訓令第9条第2項の「前項第1号に掲げる場合において同号に規定する決済を行うことができないと認めるとき」とは、物理的に同一の物品を返還することが不可能となった場合のほか、返還のために要する輸送や労力に著しく経費を要する場合等同一物品を返還することが合理的ではないと社会通念上認められる場合をいう。

(2) 訓令第9条第3項の「物品の返還による決済を行うことができないと認める場合」とは、物理的に同種、同等及び同量の物品を返還することが不可能となった場合のほか、返還のために要する輸送や労力に著しく経費を要する場合等同種、同等及び同量の物品を返還することが合理的ではないと社会通念上認められる場合をいう。

2 満足のできる状態及び方法

訓令第9条、第18条及び第19条の「状態及び方法」とは、提供物品の形状、破損、汚損状況その他の状態及び受領証明済印軍受諾証又は受領証明済受諾証に記載されている返還期日、返還場所その他の条件をいう。

3 同種、同等及び同量の物品

訓令第9条、第18条及び第19条の「同種、同等及び同量の物品」とは、社会通念上類型が同一のもので、同一の用途に使用でき、等級及び品質並びに容量、数量及び重量が物理的に同程度である物品をいう。

4 物品の提供場所

(1) 訓令第2章第2節の物品の提供は、提供する物品の所在する場所において行うものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、印軍実施権者との協議により、印軍が要望する受領地において当該物品を提供することができるものとする。この場合において、提供場所までの輸送の役務が生じるときは、実施権者は印軍実施権者に対し、当該輸送についての決済を求めるものとする。

5 印軍に提供した物品について、償還による決済が行われる場合の措置

訓令第18条第2号の規定により償還による決済が行われる場合には、物品管理官は、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 当該物品については、亡失したものとして物品管理法施行令（昭和31年政令第339号）に定める措置を講じるものとする。この

場合においては、同令第42条ただし書の規定により異動の記録が必要とされない場合を除き、物品亡失報告書の備考欄に「日印物品役務相互提供該当物品」と注記するものとする。

- (2) 前号の物品管理法施行令に定める措置のうち、物品管理簿の整理を行う時期は、訓令第18条に規定する修正された受領証明済受諾証の謄本の送付を受けたときとする。

6 納入告知書の送付

訓令第20条第2項に規定する納入告知書の送付は、手続取決めに定められた印軍の指定する会計機関に対して物品の提供後90日以内を目途に行うものとする。

第3 訓令第3章関係

訓令第36条第2項に規定する納入告知書の送付の時期及び送付の方法は、実施取決めで定めることができる。

第4 訓令第4章関係

役務の提供に係る償還において、当該役務に伴い消費される消耗品であって、同種、同等及び同量の物品による返還が適当でないものは、訓令第41条に規定する直接費又は間接費として処理するものとする。

第5 訓令第5章関係

1 輸出手続等

- (1) 幕僚長は、訓令第45条第1項の経済産業大臣の許可等を必要とする場合には、経済産業大臣に申請するために必要な資料をとりまとめ、当該許可等を得ようとする時期の概ね1ヶ月前を目途として防衛大臣に上申するものとする。
- (2) 実施権者は、前号の経済産業大臣の許可等を一括して受けた場合において、当該許可等に係る物品を輸出したとき又は当該許可等に係る役務を取引したときは、経済産業大臣の定めるところにより、物品及び役務の提供又は返還のための輸出又は役務の取引の実績を幕僚長に報告するものとする。この場合において、幕僚長は、その内容を防衛装備庁長官に通知するものとする。

2 輸入手続

- (1) 幕僚長は、訓令第46条第1項の輸入協議を必要とする場合には、経済産業大臣との協議に必要な資料をとりまとめ、当該協議についての同意を得ようとする時期の概ね1ヶ月前を目途に防衛大臣に上申するものとする。
- (2) 実施権者は、輸入協議が行われた物品を輸入した場合において、当該物品が印軍から返還を受けたものであって、輸出に係る経済産業大臣の許可等を一括して受けたものであるときは、経済産業大臣

の定めるところにより、その実績について幕僚長に報告するものとする。この場合において、幕僚長は、その内容を防衛装備庁長官に通知するものとする。

- (3) 実施権者は、輸入協議が行われた物品を輸入した場合において、当該物品が印軍から提供を受けたものであって、印軍への返還のために輸出に係る経済産業大臣の許可等を一括して受けることが見込まれるときは、経済産業大臣の定めるところにより、その見込みについて幕僚長に報告するものとする。この場合において、幕僚長は、その内容を防衛装備庁長官に通知するものとする。

3 税法に係る手続

(1) 国税に係る所要の手続

訓令第47条の国税に関する法律に係る所要の手続とは、関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第2号に規定する輸出をし、又は同項第1号に規定する輸入をしようとする物品についての同法第67条に基づく申告その他の通関手続をいう。

(2) 地方税法に係る所要の手続

訓令第47条の地方税法に係る所要の手続とは、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第12条の2の7第1項第1号の規定に基づき軽油引取税を課さないこととされた軽油の引取りに係る軽油を印軍の船舶の動力源に供するため提供する場合に必要な同条第7項において読み替えて準用する同法第144条の2第1項に定める手続及び同法附則第12条の2の7第1項第2号の規定に基づき軽油引取税を課さないこととされた軽油の引取りに係る軽油を印軍に提供する場合に必要な同条第4項において読み替えて準用する同法第144条の3第3項に定める手続をいう。

第6 訓令第6章関係

1 実施取決め及び手続取決めの付表

- (1) 訓令第48条第1項に規定する実施取決めの締結及び同条第2項に規定する手続取決めの付表の追加又は修正を行う場合には、あらかじめ防衛省本省の内部部局及び防衛装備庁の内部部局の関係課と調整した上で、訓令の内容と整合のとれた内容とするものとする。
- (2) 日印物品役務相互提供の手続に必要な署名は、実施取決め又は手続取決めの付表において定めのある場合に限り、公印の押印をもって代えることができるものとする。

2 防衛大臣への実績報告

- (1) 訓令第53条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する防衛大臣への報告は、別紙様式により行うものとする。
- (2) 訓令第53条第3項の重要影響事態安全確保法第3条第1項第2

号に規定する後方支援活動の終了後とは、同法第4条第1項に規定する基本計画に定められた後方支援活動が終了した後をいう。

- (3) 訓令第53条第3項の米軍等行動関連措置法第2条第8号に規定する行動関連措置の終了後とは、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項に規定する対処基本方針に定められた行動関連措置が終了した後をいう。
- (4) 訓令第53条第3項の国際平和協力支援活動法第3条第1項第2号に規定する協力支援活動の終了後とは、同法第4条第1項に規定する基本計画に定められた協力支援活動が終了した後をいう。

第7 その他

この通達に定めるもののほか、この通達の細部要領に関し必要な事項は、防衛装備庁長官が定めるものとする。

附 則

この通達は、令和3年7月11日から施行する。

別紙様式

令和 年度 四半期 日印物品役務相互提供実績

(機関名：)

(印軍への要請分)、(印軍への提供分)：作成時、該当しない部分を削る。

金額単位：円

[illegible]